銀行代理業者	権限
株式会社三菱ＵＦＪ銀行 ［略］ イオンクレジットサービス株式会社 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部改正）

第二条　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十四年金融庁告示第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
株式会社三菱ＵＦＪ銀行 ［略］	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 ［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部改正）

第三条　金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十六年金融庁告示第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
株式会社三菱ＵＦＪ銀行 ［略］	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 ［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（担保付社債信託法施行令第五条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する信託会社を定める件の一部改正）

第四条　担保付社債信託法施行令第五条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する信託会社を定める件（平成十九年金融庁告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
一　株式会社三菱ＵＦＪ銀行 ［二～二十三　略］	一　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 ［二～二十三　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

銀行代理業者	権限
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 ［同上］ イオンクレジットサービス株式会社	［同上］

○復興庁厚生労働省告示第一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第二条第四項及び第三十五条の規定に基づき、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　加藤　勝信